

有害廃棄物等の輸出入に係る規制の見直し

— 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する 法律の一部を改正する法律案（バーゼル法改正案） —

山岸 千穂

（環境委員会調査室）

1. バーゼル条約
2. バーゼル条約実施のための我が国の国内担保措置
3. 特定有害廃棄物等の越境移動に係る問題の顕在化
4. 法律案の概要
5. 改正事項に係る主な論点

1. バーゼル条約

（1）バーゼル条約制定の経緯と概要

有害な廃棄物の国境を越える移動は、1970年代から欧米諸国を中心に行われ、1980年代に入ると、ヨーロッパの先進国からの廃棄物がアフリカの発展途上国に放置されるなど、特に先進国から環境規制の緩い発展途上国に有害廃棄物が輸出され、周辺住民に健康被害を及ぼすおそれのある環境汚染を引き起こす事件が多発した¹。こうした状況を踏まえ、1989（平成元）年3月、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）がスイスのバーゼルにおいて採択され、1992（平成4）年5月に発効した。

バーゼル条約は、有害廃棄物の国境を越える移動（輸出入）及びその処分に伴って生じる人の健康又は環境に係る被害を防止することを目的とする。規制の対象となるのは、医療系廃棄物、廃農薬など一定の経路から排出される有害廃棄物18種類と、水銀、カドミウムなど有害な物質を含む有害廃棄物27種類、及び家庭系廃棄物2種類（以下「有害廃棄物等」と総称する。）である。これには、いわゆる廃棄物のほかに、これらの定義に該当する

¹ 代表的な事例としては、1988（昭和63）年に、ナイジェリアのココ港付近にイタリアから輸出されたPCBを含む廃トランスなどの有害廃棄物が大量に不法投棄された「ココ事件」がある。

有害性のあるリサイクル利用の対象となる物も含まれている。

有害廃棄物等の輸出に関しては許可制とし、輸出先で環境上適正な処分がなされないと判断される場合は、輸出国側において輸出を許可しない。また、輸出の前に輸出先国及び通過国へ当該輸出の概要について事前に通告するとともに、相手国の同意を得なければならない（「事前の通告及び同意手続」）。このほか、有害廃棄物の国境を越える移動に当たっては、その開始の地点から処分の地点まで、一定の事項を記載した移動書類を携帯しなければならないとされている。

2016（平成 28）年 11 月現在、バーゼル条約は 184 か国及び E U が締結している。

（２）OECD 決定に基づく特例

バーゼル条約は、締約国が、別の多数国間協定等を締結することを認めている（第 11 条）。これを受けて、OECD²加盟国の間でのバーゼル条約上の廃棄物の越境移動については、特例として、「回収作業が行われる国境を越える移動の規制に関する理事会決定」[C(2001)107/FINAL]（以下「OECD 決定」という。）が適用されている。

OECD 決定は、バーゼル条約を基本としつつも、事前の通告及び同意手続の対象品目をバーゼル条約よりも少なくするとともに、同手続を円滑化するための二段階の規制手続を規定している。具体的には、有害性が低い廃棄物等であるグリーンリスト対象物³については、有害廃棄物等としての規制の適用を除外することとし（「緑級規制手続」）、比較的有害性の高いアンバーリスト対象物⁴については、環境上適正な処理が行われることがあらかじめ確認されている「事前に同意が与えられている回収施設」（以下「事前同意施設」という。）で処理するために輸出入される場合等について、手続を簡素化することとしている（「黄級規制手続」）。

現在、OECD 加盟国間での、リサイクル目的で行われる廃棄物等の越境移動に関しては OECD 決定が適用され、それ以外についてはバーゼル条約のみが適用されている。

2. バーゼル条約実施のための我が国の国内担保措置

（１）我が国の国内担保措置に係る体制

我が国は、バーゼル条約の締結に先立つ 1992（平成 4）年、国内における同条約の担保措置として、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）を制定するとともに、既存の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）を改正した。翌 1993（平成 5）年 5 月、我が国はバーゼル条約を締結し、同年 12 月から同条約の効力が生じている。

現在、我が国は上記の 2 法及び「外国為替及び外国貿易法」（昭和 24 年法律第 228 号）

² 経済協力開発機構。Organisation for Economic Co-operation and Development の略。2016（平成 28）年現在、35 か国が加盟している。

³ バーゼル条約附属書 IX に掲げる廃棄物及び OECD 加盟国が合意した追加の廃棄物（電子スクラップ（廃基板等）及び卑金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品等）。

⁴ バーゼル条約附属書 II 及び VIII に掲げる廃棄物及び OECD 加盟国が合意した追加の廃棄物（鉄鋼の製造に伴い生ずるドロス、スケール等）。

以下「外為法」という。)等の貿易管理関係法令に基づき措置を講じている。

(2) 国内担保措置の概要

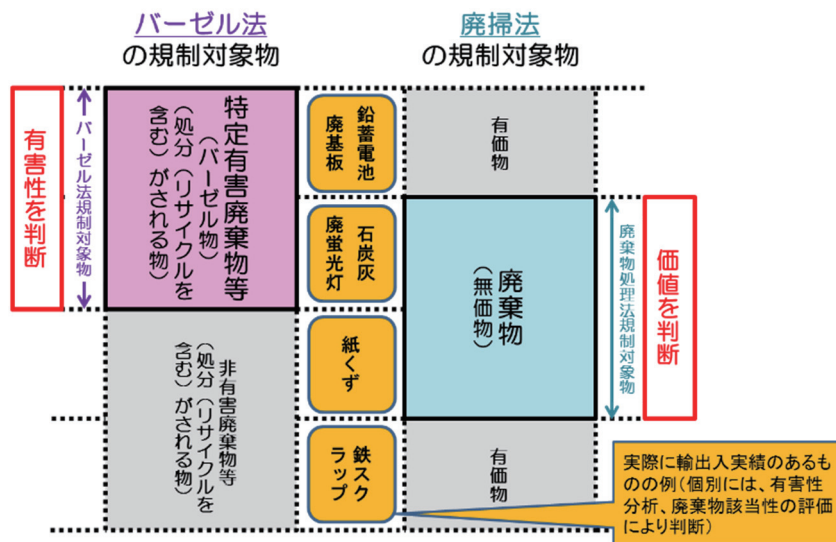
バーゼル法に基づく規制の対象である「特定有害廃棄物等」は、バーゼル条約上の規定を引用する形で定義され、内容の詳細は「サービス告示⁵⁾」で規定されている。輸出実績がある例としては、鉛スクラップ(鉛蓄電池)及び石炭灰、輸入実績では、電子部品スクラップ等が挙げられる。

特定有害廃棄物等の越境移動を行う者には、外為法に基づく経済産業大臣の輸出承認又は輸入承認を受けることが義務とされ、加えて、承認された特定有害廃棄物等の運搬及び処分に際しては、経済産業大臣が交付する移動書類の携帯等の義務が課されている。さらに、輸出承認に際しては、「仕向地省令⁶⁾」において定められるOECD加盟国向けの処分目的の輸出及びOECD非加盟国向けの全ての輸出について、環境大臣が、環境汚染の防止のために必要な措置が講じられているかどうかを確認することとしている。

バーゼル法上の特定有害廃棄物等であり、かつ廃掃法上の廃棄物⁷⁾に該当する石炭灰等(図1)の越境移動を行おうとする者は、外為法に基づく経済産業大臣の承認の前に廃掃法に基づく環境大臣の輸出確認又は輸入許可を受けなければならないとされている。

このほか、輸出入、運搬又は処分が適正に行われない場合、経済産業大臣及び環境大臣は、回収等の措置を命令することができるとされている。

図1 バーゼル法と廃掃法が対象としている廃棄物等



(出所) 環境省資料

⁵⁾ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物」(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)

⁶⁾ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第4条第2項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令」(平成24年経済産業省・環境省令第8号)

⁷⁾ 廃棄物への該当性は、①物の性状(環境基準等への適合状況等)、②排出の状況(排出前や排出時における品質の管理等)、③通常の取扱い形態(廃棄物処理事例の有無等)、④取引価値の有無(処理料金に相当する金品の授受等)、⑤占有者の意思等を勘案して総合的に判断することとされている。

3. 特定有害廃棄物等の越境移動に係る問題の顕在化

バーゼル法は、制定以降実質的な改正が行われなかったが、我が国を取り巻く国際的な資源循環の状況は制定当時と比べて大きく変化した。天然資源の枯渇やアジア各国の急速な経済成長を背景に、有用金属⁸を含む特定有害廃棄物等は、天然資源を代替する循環資源として注目され、国際取引が活発化し、制定時に想定されなかった問題が顕在化している。

また、2016（平成 28）年 5 月の主要先進 7 か国（G 7）富山環境大臣会合において採択された「富山物質循環フレームワーク」においては、電気電子廃棄物を具体例としつつ、その輸出入の適正化を図ることにより、国際的に協調して資源効率性や 3 R に取り組むという強い姿勢が示された。さらに、同年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」においては、国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性をいかしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方等について、同年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じることとされた。

こうしたことを踏まえ、バーゼル法を中心としたバーゼル条約を担保するための規制の在り方を検討するため、2016（平成 28）年 9 月、環境省の中央環境審議会循環型社会部会に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会が設置され、同年 10 月、経済産業省の産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会に有害廃棄物等越境移動ワーキンググループが設置された。両者は、同年 10 月から 2017（平成 29）年 1 月までの間、4 回にわたって合同で審議を行い、報告書を取りまとめた。

廃掃法については、2016（平成 28）年の 5 月、2010（平成 22）年改正法の附則に基づく施行状況の見直しの検討が、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において開始された。ここでは、バーゼル条約の国内担保措置に係る部分についても併せて検討が行われ、2017（平成 29）年 1 月に報告書が取りまとめられた。

2017（平成 29）年 2 月 14 日、上記の報告書を踏まえ、中央環境審議会から環境大臣に対し、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方を見直しの方向性」及び「廃棄物処理制度の見直しの方向性」として、それぞれ意見具申がなされた。このうち、法改正に関わる課題と見直しの方向性のポイントは、次のとおりである。

（１）「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方を見直しの方向性」のポイント

ア 使用済鉛蓄電池の不適正処理事案を受けた輸出における手続の適正化

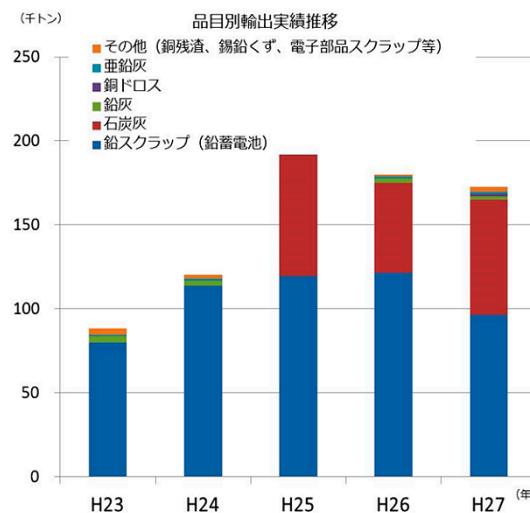
近年、韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している。2015（平成 27）年の輸出実績においては、我が国からの使用済鉛蓄電池の輸出量の全量が同国向けであり、その量は、バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の全輸出量の 56%を占めている（図 2）。韓国向けのリサイクル目的での使用済鉛蓄電池の輸出については、同国が OECD 加盟国であるため、バーゼル法に基づく外為法の輸出承認における環境大臣の確認は不要とされている。

⁸ 有用金属の回収の例としては、電気炉ダストから亜鉛が、使用済の自動車バッテリーから鉛が、家電品・電気電子部品部材から銅及び貴金属が、電池から希少金属等が回収されている。

こうした中、2016（平成 28）年 6 月、韓国において 11 社の使用済鉛蓄電池リサイクル業者がヒ素を含む鉍滓（使用済鉛蓄電池のリサイクルに際して生じる残渣）約 17 万トンを、数年間にわたって組織的に不法に処理していたことが発覚した。我が国から輸出された使用済鉛蓄電池についても不適正処理された懸念が生じており、環境上適正な管理の確保の必要性が指摘されている。

これを踏まえ、使用済鉛蓄電池については、OECD加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実に実施するための具体的措置を講ずるべきであるとされている。また、確認事項について、法律上明確化する必要があると述べられている。

図 2 特定有害廃棄物等の輸出実績



（出所）環境省資料

イ 雑品スクラップの不適正輸出の防止に向けた規制対象物の明確化

電気電子機器等については、使用を終了したもので、リユースに適さない物は、「家電リサイクル法⁹」等に基づき、適正処理が確保されたリサイクルルートが整備されている。しかし、一定数量がこうしたルートを外れ、破碎され、その他の金属スクラップと混合されるなどして、いわゆる「雑品スクラップ」（図 3）としてバーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されている。

雑品スクラップについては、バーゼル条約上の有害物質が一定割合以上含まれている場合には、バーゼル法に基づき輸出承認手続が必要となる。しかし、現行制度の下では、規制対象物は、サービス告示において定められているが、バーゼル法にその根拠となる規定はない。また、バーゼル法に基づく有害性評価は、混合物を想定したものとはなっていないため、輸出される雑品スクラップが特定有害廃棄物等に該当するか否かを判断

⁹ 「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号）。ほかに、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）等。

することが困難であるとの指摘がある。

こうしたことから、規制対象物について明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにするとともに、混合物等についても、該当性の判断基準を明確にすべきであると述べられている。

図3 雑品スクラップの例



(出所) 環境省資料

ウ 我が国からの輸出に係るシップバックの防止に向けた規制対象物の明確化

バーゼル条約は、事前の通告及び同意手続が行われていない越境移動等を不法取引と見なすこととしており、このような不法取引が輸出者の責任によるものであれば、原則として輸出者が迅速にシップバック（返送）を実施し、輸出者がシップバックを実施しない場合には、輸出国が責任を持って当該貨物を処理しなければならないとしている。また、同条約は、輸出先国が法令に基づき独自に有害廃棄物であるとして条約事務局に通報した物についても、事前の通告及び同意手続の対象であると認めているため、こうした貨物についても同様にシップバックを要請される場合がある。

こうした中、近年、我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック事例が頻発している（表1）。

表1 近年我が国が受けたシップバック通報事例

年度	発生件数 (件)	相手国内訳（国名：件）	通報対象貨物（括弧内は件数）
平成22	0	—	—
平成23	0	—	—
平成24	7	香港：2、マレーシア：2、ナイジェリア：2、韓国：1	リユース目的の使用済電気電子機器(6)、 雑品スクラップ(1)
平成25 (※1)	4	香港：2、マレーシア：1、インドネシア：1	リユース目的の使用済電気電子機器(3)、 使用済み自動車部品(1)
平成26	9	香港：8、タイ：1	リユース目的の使用済電気電子機器(7)、 使用済み電池(2)、雑品スクラップ(1) (※2)
平成27	20	香港：20	リユース目的の使用済電気電子機器(20)

※1 記載の4件の他、通報の可能性がある連絡を受けているものが1件ある。

※2 件数の合計が内訳の欄と異なるのは複数種類の貨物について通報を受けた案件があるため。

(出所) 環境省資料

これらの事例には、悪質な業者による不適正な輸出に加え、我が国においてバーゼル法の対象とされない中古電気電子機器等の貨物が、輸出先国においてバーゼル条約上の有害廃棄物等と解釈され、シップバックされるに至ったものが多数含まれている。

以上を踏まえ、輸出先国でバーゼル条約の対象物であると解釈されていることが明確になっている場合は、我が国のバーゼル法の規制対象物とする方策について検討すべきであると指摘されている。

エ 環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入承認手続の簡素化

廃電子基板等については、バーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものの、OECD決定においてグリーンリスト対象物に分類されていることを踏まえ、リサイクル目的でOECD加盟国から輸入される廃電子基板等については、同法の規制対象外として運用している。

一方、EUにおいては、グリーンリスト対象物については、OECD非加盟国からの輸入につき規制対象外としているほか、アンバーリスト対象物についても、OECD決定に基づく事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、最大3年間の包括的な同意を与えることができることとするなど、輸入手続を簡素化している。事業者からは、こうした手続上の相違により、競争上不利を生じているとの指摘がある。

こうしたことを踏まえ、環境汚染リスクが低い廃電子基板等について、EUの制度を参考にしつつ、手続の見直しをすべきであるとされている。アンバーリスト対象物についても、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とし、最大3年間の包括的な同意を与えることができることとすべきであると述べられている。

(2)「廃棄物処理制度の見直しの方向性」におけるバーゼル条約関連部分 (廃掃法における雑品スクラップに係る規制の必要性)

雑品スクラップについては、国内において不適正な保管事例が確認されているものの、有価で取引されているため、廃掃法の規制対象とすることが困難となっている。環境省は、2012(平成24)年3月に使用済家電製品の廃棄物該当性を明確化するための通知(以下「3.19 通知」という。)を発出し、リユースに適さない又はその目的に適さない粗雑な取り扱いがなされている場合等には、無料で引き取られ、又は買い取られた物であっても、廃棄物に該当すると判断して差し支えないこと等を地方自治体に助言している。

しかしながら、地方自治体からは3.19 通知だけでは有償取引されている物品及びその取り扱いを廃掃法で取り締まることは困難であるとの指摘がある。また、スクラップヤード等における火災による生活環境への影響や、輸出先における不適正なリサイクルによる環境汚染等が懸念される。

こうしたことから、生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有する物の保管や処分をしようとする者について、法的対応も含め、都道府県等による一定の規制に係らしめるべきであると述べられている。

4. 法律案の概要

(1) 法律案の提出

前述の意見具申を踏まえ、環境省及び経済産業省において、立案作業を進め、政府部内の所要の調整を経て、2017（平成 29）年 3 月 10 日、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「バーゼル法改正案」という。）が閣議決定され、同日、第 193 回国会に提出された。また、「廃棄物の清掃及び処理に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「廃掃法改正案」という。）も同日に閣議決定され、第 193 回国会に提出された。両法律案の概要は以下のとおりである。

(2) バーゼル法改正案の概要

ア 規制対象範囲の明確化

輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認を要件化する。併せて、規制対象物を法的に明確化する。

また、途上国からの再生利用（リサイクル）等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう、規制対象物の範囲を見直す。

イ 輸出承認手続時の環境大臣による確認事項の明確化

輸出先国における特定有害廃棄物等の不適正処理を防止するため、輸出先国における環境汚染防止措置について、環境大臣による確認事項を法的に明確化する。

ウ 特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設・輸入手続緩和

再生利用等を目的として輸入を行う事業者等の認定制度を創設し、認定の範囲内で特定有害廃棄物等を輸入する場合には、輸入承認を不要とすることとする。

エ 施行期日

公布の日から起算して 1 年 6 か月以内に政令で定める日とすることとする。

(3) 廃掃法改正案における関連する改正事項

有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）の保管又は処分を業として行う者に対し、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付けるとともに、処理基準違反があった場合等における命令等の措置を追加する。

同改正事項についての施行期日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とすることとする。

5. 改正事項に係る主な論点

(1) 規制対象範囲の明確化

バーゼル法改正案においては、輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認を要件化することとされている。具

体的には、これまでシップバックされた香港向けの液晶パネルディスプレイ等を、製造年等とともに規定することなどが想定されている。

しかしながら、今回の措置は、条約の締約国における規制対象物について、網羅的にバーゼル法の規制対象物とするものではない。そのため、我が国のバーゼル法の規制対象外であり、なおかつ他国でバーゼル条約上の規制対象物とされている物が、新たに輸出されてしまう可能性がある。新たなシップバックを生じさせることのないよう、諸外国の当局との積極的な情報交換や、事業者との情報共有、必要な場合については規制対象物を速やかに追加する等の措置が必要となろう。

（２）輸出時における環境大臣による確認

環境省は、使用済鉛蓄電池の韓国における不適正処理を受け、仕向地省令及び告示¹⁰の一部を改正した（2017（平成29）年4月7日公布、6月1日施行）。これにより、OECD加盟国向けのリサイクル目的の使用済鉛蓄電池の輸出について、環境大臣が環境汚染防止措置の確認を行うこととなった。また、新たに環境大臣が確認する項目として、輸出者、運搬者及び処分者が鉛蓄電池の輸出、運搬及び処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること、処分等が完了できない場合における代替者及び費用負担に関する事項等が追加された。

今後、環境大臣の確認事項については法的に明確化されることとなるが、上記の告示の施行状況を踏まえ、不適正な輸出を防止するために効果的な内容としていく必要がある。また、前述の意見具申においては、不適正処理が疑われる場合について審査することができるようすべしとしており、こうした仕組みの導入について検討していくことも考えられる。

（３）雑品スクラップの不適正輸出の防止

雑品スクラップを含む混合物の定義については、バーゼル法に基づく省令において明確化され、判断基準が策定されることとなる。具体的な内容については、関係省庁による協議に委ねられることとなるが、現状を勘案すると、家電リサイクル法の家電4品目¹¹が混入している場合については規制対象とすることなどが想定されている。

今後、現場における判断基準等も整備されていくこととなるが、一見して判断可能であり、迅速な判断に資する基準の策定が求められている。併せて、家電リサイクル法上の適正なルートにおけるリサイクルが推進されるよう、制度の実施状況を注視しつつ、必要な対策を実施していく必要がある。

（４）有害使用済機器の規制の新設に係る都道府県への支援

廃掃法改正案は、雑品スクラップ等の保管又は処分等を行う事業者を届出制とする等の

¹⁰ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第3条の規定に基づく同条第1号から第4号までに掲げる事項」（平成5年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）

¹¹ エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。

規制を新設することとしている。先行してこの規制を実施している鳥取県においては、一定の効果があったこと、併せて専属の指導担当職員の配置や、条例の周知、家庭における適正な処理促進のための広報等を行ったことなどを報告している¹²。国は、こうした知見の共有を図るとともに、都道府県に対し必要な支援を実施するよう努める必要がある。

（５）中古電気電子機器等に係る基準の再整理の必要性

中古電気電子機器等のリユース品についても、輸出先国における規制に応じてバーゼル法上の規制対象物とすることが可能となる。他方、リユースは、一般的に資源の減失が少なく、その過程から発生する廃棄物等の量も少ないことから、環境負荷の低減に寄与するものであるとともに、適正なリユース品の輸出は、生活水準の向上等輸出先国にもメリットがある。国際的には、バーゼル条約第 12 回締約国会議において、リユース品と電気電子機器廃棄物との区別に係る国際ガイドラインが暫定採択されており¹³、こうした国際的な議論も踏まえた我が国における規制の在り方について適宜見直していくとともに、適正なリユースを引き続き推進していく必要がある。

（６）特定有害廃棄物等の輸入に係る規制緩和を受けたリサイクルの推進

バーゼル法改正案においては、OECD 非加盟国からの廃電子基板等を規制対象外とすることとしている。この規制緩和により、政府は、輸入手続が 180 日程度（1 件当たり）短縮され、輸入廃電子基板が年間 13 万トン程度増加するとともに、非鉄金属精錬の売り上げ増加による経済波及効果は全産業合計で 987 億円程度生じると試算している。

また、同改正案においては、再生利用等を目的として輸入を行う事業者及び再生利用等を行う事業者について認定制度を創設し、認定の範囲内で特定有害廃棄物等を輸入する場合には、輸入承認を不要とすることとされている。認定の期間については、OECD 決定で認められる 3 年間を想定しており、これにより、EU と同等程度の手続の簡素化が実現することとなる。

これらの改正によって、法規制による競争上の不利が解消されることとなり、我が国の循環産業が、世界の環境負荷の低減に向け、より一層貢献していくことが期待される。併せて、今後、途上国における電気電子機器等の使用及び廃棄量が増加していくことが予想される中、我が国の環境技術を最大限活用することのできるよう、これらの技術の更なる高度化に向けた施策についても着実に実施していくことが望まれる。

（やまぎし ちほ）

¹² 中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会（第 6 回）（2016（平成 28）年 10 月 28 日）

¹³ 中古電気電子機器等については、我が国では 2013（平成 25）年に「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」（以下「中古品判断基準」という。）に基づく運用がなされている。我が国の中古品判断基準においては、修理品について取り扱っていない一方、国際ガイドラインにおいては、修理等から生ずる有害廃棄物等の適正な管理や、輸出者等が修理等を完了するまでの一連のプロセスに係る責任の明確化等が盛り込まれている。